

第5回 国民年金法



動画解説

基本テキストを通読しただけでは理解しにくいテーマや頻出テーマについて、重要なポイントをわかりやすく動画で解説します。



社会保険労務士

山川 靖樹

(山川社労士予備校)

強制被保険者（法7条）

● 学習のポイント ●

国民年金の強制被保険者には、「第1号被保険者」「第2号被保険者」「第3号被保険者」の3つの種別があります。要件に該当すれば、法律上当然に、被保険者となります。

(1) 第1号被保険者

条文

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって第2号及び第3号のいずれにも該当しないもの（厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く）は、国民年金の第1号被保険者とする。

→ここをチェック！

- 第1号被保険者は、国内居住要件及び年齢要件が問われます。
- 「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」とは、厚生年金保険法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であって政令で定めるものをいいます。

「政令で定めるもの」には、老齢厚生年金、旧厚生年金保険法・旧船員保険法による老齢年金、平24一元化法改正前国共済・改正前地共済・改正前私学共済年金のうち退職共済年金、退職年金等、恩給法による給付であって退職を支給事由とするもの、地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付であって退職を支給事由とするもの等の給付がある。

□「この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者」とは、次の者です（*「第3号被保険者」において同じ）。

- 日本の国籍を有しない者であって、入管法の規定に基づく活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの（医療滞在ビザで来日した者）
- 日本の国籍を有しない者であって、入管法の規定に基づく活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において1年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの（観光・保養を目的とするロングステイビザで来日した者）

ちょっと🔑アドバイス!

□厚生年金保険法による老齢給付等の受給権者は、第1号被保険者から除外されます。

↓ 具体的に…

60歳未満で老齢給付等の受給権者となる場合とは、一定以上の坑内員・船員期間を有する「特別支給の老齢厚生年金」の受給権者である。なお、障害給付や遺族給付の年金受給権者については、適用除外とされていない。

↓ ちなみに…

「旧法」では、公的年金の受給権者とその配偶者は、被保険者の適用を除外されていた（国民年金に任意加入することは認められていた）。

(2) 第2号被保険者

条文

厚生年金保険の被保険者は、国民年金の第2号被保険者とする。

→ここをチェック!

□第2号被保険者は、原則として、国内居住要件及び年齢要件は問われません。

↓ ただし…

□被保険者の資格の特例として、当分の間、65歳以上の者にあつては、老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有しない被保険者に限って、第2号被保険者となります。

